

後期高齢者医療制度 障がい認定のご案内

後期高齢者医療制度は、医療費が増大していく中、高齢者に医療を安定的に受けていただくために創設された制度です。

原則は75歳以上の方が被保険者となりますが、65歳以上で一定以上の障がいをお持ちの方は、申請をして認定を受けることで後期高齢者医療制度の被保険者となることができます。

加入を希望される方は、役場保険年金課で手続きをお願いします。

◆加入手続きに必要なもの

- 印鑑
- 現在加入されている健康保険証
- 障がいの状態を明らかにすることができる書類
(身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、障がい年金証書など)



◆後期高齢者医療制度に加入する

①医療機関窓口でお支払いをされるときの負担割合が1割(一定以上所得者は3割)になります。

②保険料の算定方法および保険料額が現在加入の健康保険と変わります。

※加入の可否は、障がいの状態により判定されます。また、負担割合や保険料は、世帯の構成や収入によって判定されますので、詳細はお問い合わせください。

◆問い合わせ先

役場 保険年金課
☎内線 1143・1147

年金

国民年金保険料の免除などを受けた期間の追納のおすすめ

国民年金保険料の免除を受けた期間や、学生納付特例および若年者納付猶予を受けていた期間の保険料が納付されていない場合は、将来受け取る老齢基礎年金の受取額は満額ではありません。

将来の老齢基礎年金の受取額を、満額に近づけるために後から保険料を納付(追納)することができます。

保険料を追納することができる期間は、10年以内(平成22年4月分は平成32年4月まで)です。

なお、保険料を追納する場合は、納付年度が古い分から順次行うこととなっております。

ただし、学生納付特例期間または若年者納付猶予期間よりも前に免除期間がある場合は、先に学生納付特例期間や若年者納付猶予期間を選択し、納付することも可能です。

また、承認を受けた年度の翌年度から起算して3年度目以降に追納すると、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乘せられます。平成22年度中に追納する場合の加算額を含めた具体的な追納額は左表のとおりです。

保険料の追納を希望されるときは、年金事務所か役場保険年金課で手続きをお願いします。その後、年金事務所から納付書が郵送されます。

◆問い合わせ先

○大和高田年金事務所
国民年金課 ☎(22) 3531
○役場 保険年金課 ☎内線 1147

免除などを受けた年度	追納保険料額(円)			
	全額免除 若年者納付猶予 学生納付特例	3/4免除	半額 免除	1/4 免除
平成12年度	15,770	-	-	-
平成13年度	15,180	-	-	-
平成14年度	14,590	-	7,300	-
平成15年度	14,360	-	7,180	-
平成16年度	14,180	-	7,090	-
平成17年度	14,220	-	7,110	-
平成18年度	14,260	10,690	7,130	3,560
平成19年度	14,300	10,720	7,150	3,570
平成20年度	14,410	10,810	7,200	3,600
平成21年度	14,660	10,990	7,330	3,660

○半額免除は平成14年4月から、4分の3免除および4分の1免除は平成18年7月から実施。
○平成20・21年度は、追納加算額はありません。